

使いやすくなりました

0歳から未就学まで使える!24時間たのめる!

減免助成あり

文京区ベビーシッター利用料助成制度

病児・病後児利用の場合の対象年齢を 3 年生→6 年生に拡大しました!!

対象者	<p>児童と同居し、文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育認定不問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 (保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象) ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象) 	
対象期間	令和 6 年 4 月 1 日(月)~令和7年 3 月 31 日(月)	
対象児童	0 歳~6 歳の未就学児	小学校 1~6 年生の病児・病後児
助成上限時間	児童 1 人につき年度あたり 144 時間 (多胎児の場合は 288 時間)	児童 1 人につき年度あたり 16 時間 (多胎児の場合は 32 時間)
助成上限金額	7 時~22 時 1 時間 2,500 円(22 時~翌 7 時 1 時間 3,500 円)	
対象利用料	<p>純然たる保育サービス提供対価(税込)</p> <p>※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準じる費用は助成対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象</p>	
対象事業者	<p>東京都が定めるベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者</p>	 <p>【事業者一覧はこちら】</p>
保育基準	<p>児童 1 人に対しベビーシッター1 人による保育であること (東京都の基準により定められています。)</p> <p>※保護者がベビーシッターと共同保育を行う場合は基準を満たす ※小学生以上の兄弟がいても、未就学児と同数のベビーシッターが配置されている場合は基準を満たす</p>	
その他の制度の紹介	<p>○入会金や交通費等の助成(子育て支援事業利用料等助成制度) 前年度の非課税世帯や生活保護を受けている世帯対象。 本制度の利用に係る入会金・年会費・交通費・キャンセル料の一部を助成します。</p> <p>○家事・育児のサポート (おうち家事・育児サポート事業/多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度) 0 歳~2 歳を養育する家庭対象。保護者在宅時の家事・育児サポートについて、一定の負担でご利用いただけます。/利用料の一部を助成します。</p>	

利用の流れ

(1)事業者との契約
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 その際「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。 要件証明書が発行可能なシッターに依頼した場合のみ、助成対象となります。 ※要件証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たすことを確認するものです。
(2)ベビーシッターの利用・支払い
ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」「④要件証明書(利用者以前の発行日)」の交付を受けてください。
(3)申請
申請書類を揃え、 受付締切日(必着)までに、児童ごとに、オンライン申請もしくは下記郵送先にご郵送ください。
(4)交付決定
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。審査内容についてご不明な点は、株式会社 JT B(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書		
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等が分かるもの	事業者発行 (コピー可)
④ 要件証明書	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書	
該当者のみが必要な書類		
⑤ 委任状	※申請者以外の口座を指定する場合	区様式*2

*2 区様式は区 HP からダウンロードできます。委任状はオンライン申請できません。押印の上、原本を郵送にてご提出ください。

スケジュール ※受付締切日は必着です。

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着) *3	入金時期
令和6年4月~6月	令和6年7月31日(水)	令和6年8月30日(金)	令和6年8月~10月
令和6年7月~9月	令和6年10月31日(木)	令和6年11月29日(金)	令和6年11月~令和7年1月
令和6年10月~12月	令和7年1月31日(金)	令和7年2月28日(金)	令和7年2月~4月
令和7年1月~3月	令和7年4月11日(金)	令和7年5月7日(水)	令和7年4月~5月

*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

★令和6年4月1日以降の郵送・連絡先は以下となります。

オンライン申請は区ホームページから。

【郵送先】株式会社 JT B(文京区委託事業者) ☎03-4400-3850(平日 8:30~17:00)
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-11-3 DiaRest Tokyo Bldg.8F
文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30~17:00)

【事業担当】文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当



区ホームページ